

第34回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和8年4月10日（金）

午前8時53分～午前10時25分

2. 場所 遠賀町中央公民館 2階 工作室

第34回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和8年4月10日(金) 午前8時53分～午前10時25分

2. 場所 遠賀町中央公民館 2階 工作室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	加藤	陽一郎
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	一田	孝雄

委員	1番	秦	公美
委員	2番	白石	元弘
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	松井	悟
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	高崎	洋介

4. 4月の農業相談委員

6番	加藤	陽一郎	委員
8番	一田	孝雄	委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

- ① 農地法第3条の規定による許可申請について
(〇〇〇〇)
- ② 農地法第5条の規定による許可申請について
(株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇)

- ③ 農地法第 5 条申請における完了確認
(○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 理事長 ○○○○)
- ④ 農用地利用集積計画の承認について

(2) 報告案件

- ① 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 令和 8 年度 5 月以降の農業委員会日程および開催場所について
- ② 農地法第 3 条にかかる許可書の「3 年 3 作」について
- ③ 農業委員・推進委員改選の今後の流れについて
- ④ 農業員会通信について
- ⑤ 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）について
- ⑥ 第 3 回（12 月～3 月）の報酬について
- ⑦ 研修旅行について
- ⑧ 農業推進係の事務分担について（新体制）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	向井	理人
事務局職員	瓜生	哲朗
事務局職員	藤本	慎央

開 会 8 時 5 3 分

議長

皆様おはようございます。いよいよあと何回かでこの委員も終わるといふことで、今月はお別れ視察研修を控えています。後ほど詳しいことは説明します。それではさっそく始めたいと思います。

それでは本日の出席委員は農業委員 8 名中 8 名、推進委員 7 名中 7 名の出席となっております。
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第 34 回遠賀町農業委員会総会を開会い

たします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は6番加藤陽一郎委員、8番一田孝雄委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条の規定による許可申請1件、農地法第5条の規定による許可申請1件、農地法第5条申請における完了確認1件、農用地利用集積計画の承認について1件となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の瓜生を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が尾崎にお住まいの〇〇〇〇さん、譲渡人が尾崎にお住まいの〇〇〇〇さんです。
申請地は大字尾崎字先野々926番 外1筆の計2筆で、地目は畑、面積は合計524㎡です。
農地区域が農業振興地域内非農用地で、申請理由が規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は5,667㎡で、今回の申請農地は譲渡人は耕作しておらず、譲受人の規模拡大のためであり、特段問題はないはものと思われます。申請地は3ページの字図に記載されているとおりです。
なお、農地取得後は野菜を作る予定とのことです。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が遠賀川に事業所を置く株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代

表取締役 ○○○○さん、譲渡人が山口県にお住まいの○○○
○さんです。

申請地は大字別府字木垂 3 9 6 4 番で、地目は田、面積は 7 0
7 m²です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第二種低層住
居専用地域の第 3 種農地となっております。

申請理由は宅地分譲となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となつて
おります。申請地は 6 ページの字図に記載しています。

7 ページが事業計画書です。事業の種類は不動産業で、申請者
の事業目的は宅地分譲です。施工計画は令和 8 年 6 月から着工
し、令和 9 年 4 月に販売開始となる見込みです。

8 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流、汚
水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。用地
造成に伴う被害防除としては、当該申請農地の周辺に空洞ブロ
ックにて土留めを行い、土砂流出の防止に努めるとなっており
ます。

9 ページが現況平面図です。北、南側は公衆用道路、西側は用
悪水路、東側は田と接しています。

1 0 ページが造成計画平面図です。今回申請地内に 3 区画の宅
地分譲を行う計画です。

1 1 ページから 1 3 ページが縦横断図です。申請地内北側に 5
0 cm に満たない程度の盛土を行います。雨水排水のために南側
へ向けて段差を作る予定です。

1 4 ページが雨水排水計画図です。先ほど説明したとおり南側
に接している公衆用道路に既設の側溝へ排水します。

1 5 ページが給排水計画図です。給水も汚水・生活雑排水も南
側の公衆用道路に既設の上水管・下水管へそれぞれ接続しま
す。

1 6 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明
を行い、無条件で了承を得ています。なお、補足ですが、登記
上の所有者は既に死亡されているため、その息子である○○○
○氏に説明を行っているとのことで聞き取りを行っています。

続きまして、議案書の17ページをお開きください。付議案件③農地法第5条の規定による許可申請における完了確認についてでございます。

この案件については、駅南開発の土地区画整理事業に伴う宅地造成で農地転用の許可を既に出している箇所になります。

本来、農地の転用行為はすべての工事が終わり、完了報告書を提出することにより完了します。完了後は農地ではなくなるため、その土地の売却が可能となりますが、全体の工事が完了する前に一部の土地の売却を行う場合は、農業委員会にて、売却する土地の造成行為が完了し、現況が農地でないことを確認できれば、追加で農地転用の許可を受けることなく土地の売却が可能となります。

今回の申請は、転用許可を行った土地のうち、先に売却を行う保留地の完了確認の申請となります。それでは議案書に戻ります。

申請者が木守に事業所を置く、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 理事長 ○○○○さんで、転用の許可年月日が令和4年10月7日、地番が大字広渡字観ノ目24番2 外110筆です。

今回の完了確認の申請地は、18ページにあるように、底地が大字木守字北溝端880番を含む15筆にまたがる箇所で、保留地では街区番号が4，画地番号が1の箇所になります。面積は10,000㎡です。

17ページに戻りまして、申請理由は令和8年下期販売予定保留地造成工事に着手するためとなっております。

20ページが保留地の位置図です。北に遠賀川駅があり、申請地は左下の4の街区になります。21ページが底地図です。街区番号4のうち①が今回の申請地です。

以上が現地調査を伴う案件の説明です。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 0 分

－ 現地調査後 －

再開 9時 55分

議長 それでは再開します。
まず付議案件①を議題に供します。
地区担当の林長輝委員及び松井悟委員から報告をお願いします。

農業委員 将来的な農地の管理を考慮した所有権の移転です。特に問題ない
(4番) と思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

推進委員 問題ないと思われまますのでよろしくご審議お願ひいたします。
(4番)

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。
続きまして、付議案件②を議題に供します。
地区担当の加藤陽一郎委員及び吉田茂三委員から報告をお願いします。

農業委員 現地を見ていただいたとおり、隣接している農地も売りに出てお
(6番) りますし、ほかの農地への影響もないと思われまます。問題は無いと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

推進委員 (6番) 現地のとおり問題ないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。
続きまして、付議案件③を議題に供します。
本件は転用許可を行った土地の完了確認となります。今回の申請地の造成行為が完了していたか、現況が農地ではないかの2点が承認する要点となります。
それでは地区担当の石井佐千生委員および白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員 (3番) 問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

推進委員 (3番) 問題ないと思ひますので、皆様ご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条申請における完了確認について原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件③は承認されました。
続きまして、付議案件④を議題に供します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の 22 ページから 24 ページをご覧ください。
付議案件④農用地利用集積計画の承認についてでございます。
2 点修正がございまして、23 ページの一番下と下から 2 番目
ですが、地番が大字島津字毛地 538-4 が二つ並んでおりま
すが、正しくは上の方が 550-1 で下の方が 550-6 と
なります。二つとも表記が間違っておりました。申し訳ござい
ません。地番以外は修正はありませんので、全 46 筆、面積は 5
2,868 m²です。新規の計画、受け手の変更等による利用集
積計画となっております。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり
承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件④は承認されました。

議長 それでは報告案件について事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書の 25 ページをお開きください。
報告案件①農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてで
ございます。利用権の合意解約ですが、解約 5 筆、面積は 9,
816 m²となっております。

議長 報告案件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、その他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件①令和8年度5月以降の農業委員会日程および開催場所について説明。
その他の案件②農地法第3条にかかる許可書の「3年3作」の取り扱いについて説明。
その他の案件③農業委員推進委員改選の今後の流れについて説明。
その他の案件④農業委員会通信について説明。
その他の案件⑤令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について説明。
その他の案件⑥第3回の報酬について説明。
その他の案件⑦研修旅行について説明。
その他の案件⑧農業推進係の事務分担について説明。

議長 それではその他の案件について何かございませんでしょうか。

【ありません。】の声

皆さんの方から他に何か意見などありませんか。

【ありません。】の声

無いようですので、以上をもって、第34回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 25分